平成２４年（フ）第１０８９号
大阪府豊中市曽根東町４丁目４番12号
債務者　星山　信子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９７号
大阪市福島区玉川２丁目４番６号
債務者　速見　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９９号
大阪府吹田市垂水町１丁目41番33号
債務者　三春　優子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷２丁目１番97号　Ａｒｅｉｓ１階Ｂ―101号室、登録原票上の住所千葉県印西市松崎台２丁目８番地４
債務者　鈴木姫淑こと　張　　姫淑(旧姓滝口)
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７号
千葉県野田市目吹1491番地
債務者　半田　敏一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２２号
千葉県柏市関場町２番23号　ファインレジデンスＡ―２号
債務者　森田　留菜
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２９号
千葉県松戸市常盤平柳町13番地の１　ガーデンプレイス常盤平Ａ棟101号
債務者　積田　真理（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３１号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地13棟104号
債務者　伊藤　謙造
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３８号
千葉県鎌ケ谷市右京塚12番38号
債務者　杉田　智広
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４１号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目６番13号
債務者　山路　一人
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９号
北九州市小倉北区片野３丁目１番16―802号
武子悦子方
債務者　武子美代子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１７号
北九州市戸畑区浅生３丁目11番９―204号
債務者　佐川　敏之
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３３号
北九州市門司区藤松１丁目９番17号
債務者　三好　尚子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４４号
北九州市小倉北区重住３丁目２番12―802号
債務者　高橋　房子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４５号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目14番19―505号
債務者　小山田佐緒里
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５４７号
沖縄県浦添市勢理客２丁目３番５号
債務者　平良　公誉
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１号
福島県西白河郡西郷村大字真船字前谷地15番地１
債務者　眞舩クニ子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１０７０号
神戸市長田区寺池町１丁目２番５号、従前の住所神戸市中央区上筒井通２丁目３番５―616号
債務者　小泉　美香（旧姓光葉）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部